

佐賀労働局発表
令和7年9月29日(月)

【照会先】
佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 河野 有美
室長補佐 岩竹健太郎
(電話) 0952(32)7179(直通)

報道機関 各位

佐賀県最低賃金が令和7年11月21日から1,030円に — 佐賀県最低賃金の引上げ —

- 1 佐賀労働局長(城 寿克)は、令和7年9月16日(火)「佐賀県最低賃金」について時間額1,030円(引上げ額74円、引上げ率7.74%)とする改正決定を行い、本日、官報公示しました。
これにより、佐賀県最低賃金は、令和7年11月21日から1,030円に引き上げられることが確定しました。
佐賀県最低賃金は、佐賀県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
今後、佐賀労働局では、改正後の佐賀県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知するとともに、その履行確保を図っていくこととしています。
- 2 厚生労働省では、生産性向上などの経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金引上げに向けた支援策について、以下のとおり実施しています。

業務改善助成金(別添1参照)

業務改善助成金は事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練等)を行った中小企業・小規模事業者に、その費用を一部助成するものです。

9月5日から対象事業場を拡充し、また、賃上げ後の申請が可能となりました。(申請期限11月20日)

業務改善助成金についてのお問い合わせは、「業務改善助成金コールセンター」(0120-366-440)にお尋ねください。

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)(別添1参照)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成するものです。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

お問い合わせは、佐賀労働局職業安定部職業対策課(0952-32-7173)にお尋ねください。

【佐賀労働局HP】

[各種助成金制度について](#)

https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_00166.html

- 3 助成金活用のご相談は、**佐賀働き方改革推進支援センター**(別添2)をご利用ください。0120-610-464(平日9:00~17:00)

賃金引き上げの支援策

佐賀労働局は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

事業主の皆さまの様々なニーズに応じて活用いただける助成金をご案内します

業務改善助成金

令和7年9月から制度を拡充！（詳しくは次のページ）

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

このほか、より高い処遇への労働移動等への支援（4コース）もあります

✓ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



助成金の活用のご相談は

佐賀働き方改革推進支援センター（厚生労働省委託事業）

（受託実施機関：全国社会保険労務士会連合会）をご利用ください

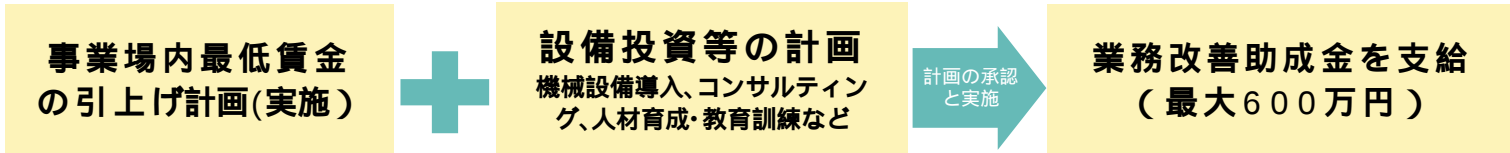
電話番号：0120-610-464（受付時間 平日 9:00～17:00）

相談
無料



業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。



対象事業者・申請の単位



- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **<拡充> 事業場内最低賃金が改定後の佐賀県最低賃金(1,030円)未満であること**
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ・ 事業場ごとに申請すること（事業主単位での申請上限額は600万円）
- ・ **<拡充> 令和7年9月5日から11月20日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ後の申請が可能**

申請期限等		助成率	
申請期限	令和7年11月20日(木)	事業場内最低賃金 1,000円未満	4 / 5
事業完了期限	令和8年1月31日(土)	1,000円以上	3 / 4

助成上限額		特例事業者	
コース区分	助成上限額	以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。 なお、に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。	
30円コース	30～130万円	賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
45円コース	45～180万円	物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者
60円コース	60～300万円		
90円コース	90～600万円		

助成対象経費（交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません）

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、**業務改善助成金コールセンター** までお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は **佐賀労働局 雇用環境・均等室** です

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を **3 %以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

助成額(引き上げた労働者1人当たり)

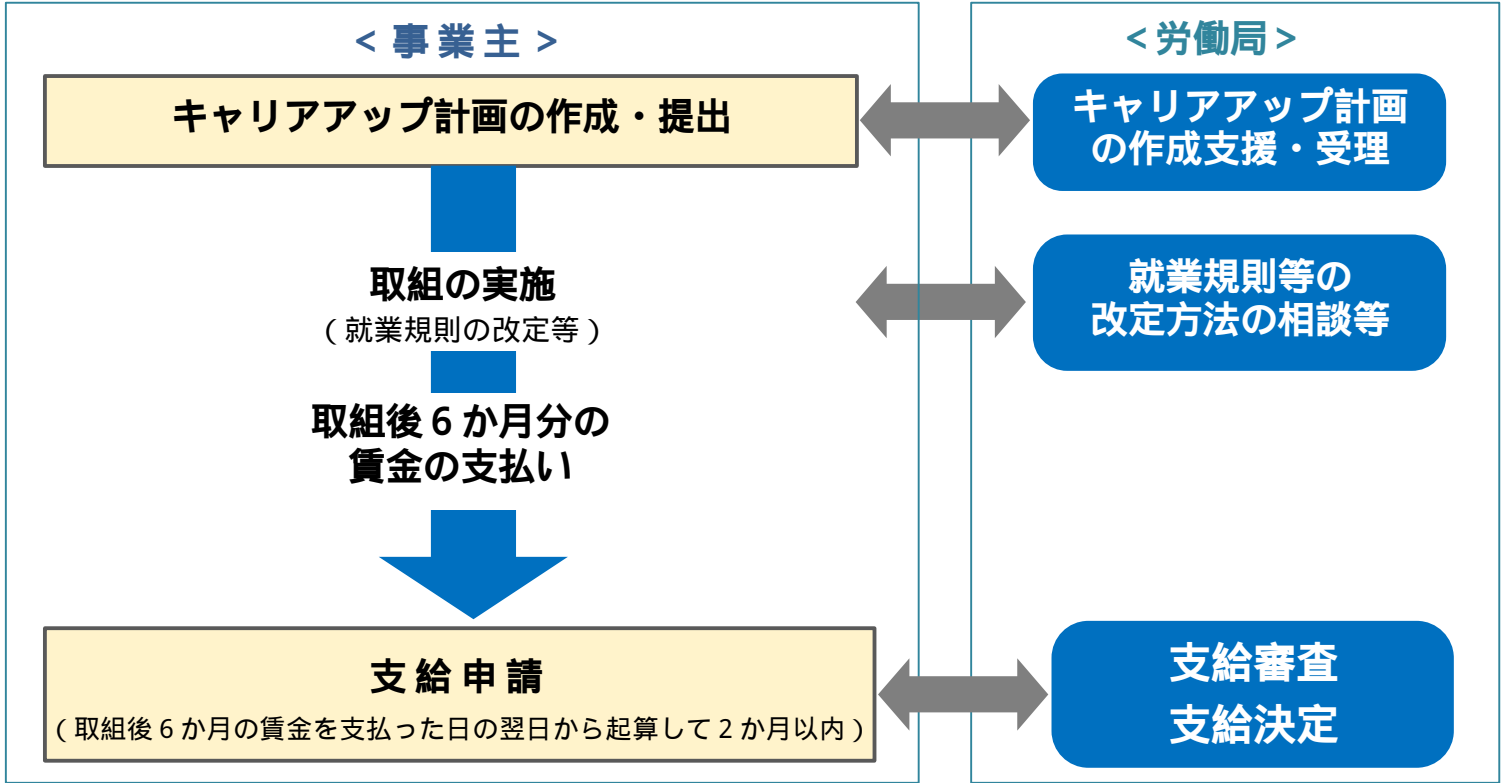
	中小企業の場合	大企業の場合
3 % 以上 4 % 未満	4 万円	2 . 6 万円
4 % 以上 5 % 未満	5 万円	3 . 3 万円
5 % 以上 6 % 未満	6 . 5 万円	4 . 3 万円
6 % 以上	7 万円	4 . 6 万円

「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算
1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算
1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

賃金規定等改定の実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



お問い合わせ

詳しくは、佐賀労働局職業対策課(助成金担当) までお問い合わせください。
電話番号 : 0952-32-7173
パンフレット、申請様式等は厚生労働省ホームページに掲載しています。

キャリアアップ助成金

検 索

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース名		主な成果目標と助成上限額	対象となる取組	助成率
業種別 課題 対応 コース	建設事業	○ 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 250万円（4事業共通） ○ 新規に年休の計画的付与制度の整備 25万円（4事業共通） ○ 新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 25万円（4事業共通） ○ 新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 150万円 など 合計550万円	労働時間短縮 や生産性向上に 向けた取組	費用の3/4 を助成
	自動車運転の 業務	○ 新規に10H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 170万円 など 合計470万円	就業規則の 作成・変更	事業場規模 30名以下か つ労働能率 の増進に資 する設備・機 器等の経費 が30万円を 超える場合 は4/5を助 成
	医業に従事す る医師	○ 医師の働き方改革推進に関する取組 170万円 ○ 新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 150万円 など 合計520万円		
	その他の事業 （情報通信業、 宿泊業）	○ 新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 150万円 など 合計450万円	外部専門家によるコンサルティング	
			労務管理用 機器等の導入・ 更新	
労働時間短縮・年休促進 支援コース		○ 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月60H以下 150万円 ○ 新規に年休の計画的付与制度の整備 25万円 ○ 新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 25万円 合計200万円	労働能率の 増進に資する設 備・機器の導 入・更新	
勤務間インターバル導入 コース		○ 新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・11H以上 120万円、9～11H 100万円		
ほかに 団体推進コース があります				
賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く） 賃上げした労働者数に応じて、助成金の上限額を加算（常時使用労働者数が30人以下は加算額が2倍） 3%以上引上げ：6万円～最大60万円 5%以上引上げ：24万円～最大240万円 7%以上引上げ：36万円～最大360万円				
申請期限等		交付申請期限：令和7年11月28日(金) 事業実施期限：令和8年1月30日(金) 支給申請期限：令和8年2月6日(金)		

お問い合わせ

ご不明な点は、佐賀労働局 雇用環境・均等室 までお問い合わせください。

電話番号：0952-32-7218

交付申請書等の提出先は 佐賀労働局 雇用環境・均等室 です



中小企業事業主等の皆様へ



働き方改革

お悩みに寄り添います

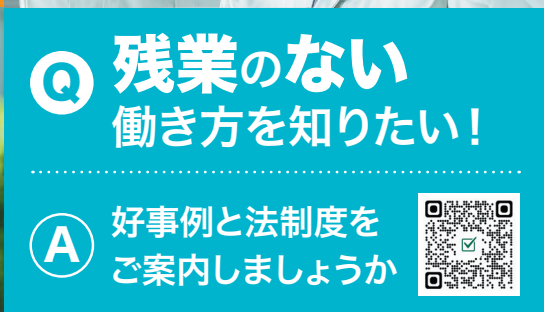
Q カスハラ
の対応をしたい!

A 対応をご説明
しましょうか



Q 人手不足
を解消したい!

A 人材育成研修を
しませんか



Q 残業のない
働き方を知りたい!

A 好事例と法制度を
ご案内しましょうか



Q 補助金・助成金
を利用したい!

A ご案内
します



補助金(中小企業庁)

助成金(厚労省)



Q 社員研修
をしたい!

A 資料提供や講師を
しましょうか



働き方改革に関する様々な課題に**社会保険労務士**がお答えします。

佐賀産業保健総合支援センター



佐賀県よろず支援拠点



とも連携!

ご利用
いただける
サービス



電話相談



メール相談



来所・訪問相談



セミナー
社員研修

相談無料

秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センター

HP▶



〒840-0843

佐賀市川原町8番7号 平和会館1階

MAP▶



開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

E-mail saga@workstylereform.net

TEL 070-3392-5560

令和7年6月5日からの電話・FAX番号

TEL 0120-610-464 (R7.6.5~)

FAX 0952-20-1541 (R7.6.5~)

受託実施機関



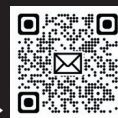
全国社会保険労務士会連合会

お申し込みは
裏面へ

社会保険労務士による無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革
推進支援センター宛FAX : 0952-20-1541 (R7.6.5~)
MAIL : saga@workstylereform.net

メール▶



申込日： 年 月 日

会 社 名 事業所名		代表者名	
業 種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
住 所	〒 -		
担当部署／役職	/	氏 名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から ☐電話で調整を希望		
相談方法 (どちらかにチェック)	☐ 会社・事業所へ訪問 ☐ センターへ来所 ☐ ZOOMなどによるオンライン相談		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	☐働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない ☐生産性向上による賃金引上げ ☐助成金制度の活用 ☐人材確保・人材育成 ☐テレワーク・副業・兼業 ☐長時間労働の是正 ☐給与体系・賃金制度(評価制度) ☐有給休暇の取得義務化への対応 ☐労働時間管理(時間外労働 他) ☐同一労働同一賃金 ☐36協定・就業規則見直し ☐高齢者活用、女性の活躍推進 ☐外国人の就労・受け入れ ☐ハラスメント防止対策 ☐しわ寄せ防止 ☐働き方改革関連法への対応全般 ☐仕事と育児・介護の両立支援(くるみん等) ☐その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	☐労働基準監督署からの紹介 ☐ハローワークからの紹介 ☐金融機関からの紹介 ☐商工会議所・商工会からの紹介 ☐Facebook ページを見て ☐市町等のその他団体 ☐ホームページを見て ☐労働局からの紹介 ☐その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。